

## 地方独立行政法人那覇市立病院平成 23 年度年度計画

### 第 1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 診療機能の充実

##### (1) 救急医療体制の充実・強化

###### ① 小児救急をはじめとする救急医療体制の維持・充実

地域の医療機関や琉球大学と連携して、夜間・休日の医師等を確保し、常時小児科医を配置した 365 日 24 時間救急医療体制の維持・充実を図る。

###### ② 消防との連携強化

消防との連絡調整会議、症例検討会や、救急救命士に対する教育実習等を実施し、連携を強化する。また、救急患者の受け入れを円滑に行うため空床状況の把握等、病床管理の徹底を図る。

###### ③ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザについては、那覇市及び沖縄県と連携し、平成 21 年度に構築した新型インフルエンザ対応の救急診療体制を那覇市医師会および沖縄県看護協会の協力を得ながら今後も維持・強化を図る

##### (2) 高度医療の充実

###### ① 高度医療の充実

・甲状腺がん患者の甲状腺全摘術後の放射性ヨードによる残存甲状腺処置は再発、死亡率減少に有用であるが、これまで専用病棟への入院での施行しかできず県内では琉大の 1 床のみで 1 年以上の予約待ちであった。しかし新たな基準で外来での施行が可能となったので、当院でも施設基準を取得し、放射線ヨードによる残存甲状腺処置を実施する。

・不整脈についてはこれまで当院では心臓電気生理検査・治療（アブレーション）は行われていなかったが、平成 23 年度から専門医を採用することになったので、今後は患者の身体的負担の少ない、カテーテルアブレーションによる治療を実施する。

・眼科に最新の三次元画像解析装置及び光学的眼軸長測定器を導入し、今まで当院では実施できず他院へ紹介していた、三次元画像を活用した高度な診断や、眼軸長のより精密な測定を実施し、正確で安全な治療を行う。

###### ② 高度医療機器の計画的な更新・整備

医療機能の向上のため、血管造影装置を更新する。

##### (3) がん医療水準の向上

###### ① 地域がん診療連携拠点病院としての機能強化

・地域のがん医療の水準向上のため、がん診療に従事する医師等に対する研修会を開催する。

② 病理検査システムの導入

病理検査システムを導入し、がん統計情報の充実を図る。

③ がんに関する情報の市民への普及・啓発

地域住民に対し、がんフォーラム等の講演会を年2回開催し、がんに関する情報の普及・啓発に努める。

(4) 地域医療機関との連携・強化

① 地域医療支援病院の維持

地域医療の中核病院として地域の病院、診療所などを後方支援するため、医療機関の機能の役割分担と連携を強化し、地域医療支援病院の維持を図る。

区 分	平成23年度目標値
紹介率	60%以上
逆紹介率	30%以上
開放病床利用率	50%以上

\* 地域医療支援病院の紹介率・逆紹介率

② 地域医療への貢献

・地域医療への貢献として脳卒中地域連携パス及び、がん地域連携パス、大腿骨頸部骨折地域連携パスの利用を促進し、地域医療機関との連携充実に努める。

・地域の医療従事者の資質の向上を図るため各種研修会を開催する。

(5) 医療スタッフの確保、専門性及び医療技術の向上

① 医療スタッフの確保

(ア) 医師の人材確保

医療水準を向上させるため、琉球大学との連携の強化や公募による採用等を活用しつつ、優秀な医師の確保に努めるとともに、臨床研修のプログラムの充実等により教育研修体制の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医を育成する。

・医師の処遇改善を図るため、平成22年度中に新設した救急勤務医手当等を引き続き支給する。

(イ) 看護師及び医療技術職員の人材確保

看護水準及び医療技術水準を維持・向上させるため、関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師及び医療技術職員の確保に努める。

(ウ) 育児支援による人材確保

子育て支援のため、出産後も勤務しながら子育ての不安解消、負担軽減のために院内保育所および子育て支援制度や介護休業制度を維持していく。

## ② 専門性及び医療技術の向上

- ・部門、職種及び職層に応じて研修計画を策定し、職員の専門性及び医療技術の向上に努める。
- ・看護師先進病院派遣事業を積極的に活用して看護師を派遣し、また先進病院の看護師を受け入れることで専門性及び医療技術の向上を図る。

## (6) 医療サービスの効果的な提供

- ・入院準備センターを活用し、手術前の検査をできるだけ外来にシフトすることで患者の負担を軽減する。また持参薬の管理や手術時の安全性の向上を図り、クリニカルパスを用いた入院前の丁寧な説明で満足度の向上を目指す。

## (7) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

### ① 医療安全対策の徹底

- ア 市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理委員会においてインシデント・アクシデントに関する情報の収集・分析に努める。
- イ 患者、家族等の安全や病院職員の健康の確保のため、院内感染委員会において、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど院内感染対策の充実を図る。
- ウ 医薬品安全管理者が、医薬品の安全使用のための業務手順書作成や職員研修を実施し、定期的確認と記録作成を行う。また医薬品の情報収集を行い、必要な情報を医薬品を取り扱う職員に周知する。
- エ 医療機器安全管理責任者が、医療機器の情報収集を行い安全使用を目的とした改善方策を行う。また医療機器保守点検計画を作成し医療機器の保守点検を徹底し、安全確保に努める。
- オ 臨床工学技士による機器の集中管理を行い機器の保守管理を徹底する。

### ② 患者中心の医療の実践

- ア インフォームド・コンセントの徹底  
医療の中心は患者であるという基本認識のもと、患者と家族の信頼と納得に基づいた診療を行うため、検査及び治療の選択について患者の意思を尊重したインフォームド・コンセントを一層徹底する。

### イ セカンドオピニオン体制の維持

患者等が治療法等を判断する際に、主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようセカンドオピニオン体制を維持する。

### ③ 科学的な根拠に基づく医療の推進

- 客観的な根拠に基づき、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療（EBM）を推進する。

④ 退院サマリーの作成

診療記録の一部として重要な退院サマリー(医師が、入院患者の治療経過を要約して退院後に作成した文書のこと。)の期限内記載の徹底を図る。

⑤ 法令・行動規範の遵守(コンプライアンス)

ア 市の医療機関としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、内部規定、倫理委員会によるチェック等を通じて、役員及び職員の行動規範の遵守と医療倫理の向上を図る。

イ 個人情報保護及び情報公開に関しては、那覇市個人情報保護条例及び那覇市情報公開条例に基づき、市の機関に準じて適切に対応することとし、カルテ(診療録)などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行う。

2 患者サービスの向上

(1) 診療待ち時間の改善等

① 待ち時間の実態調査を踏まえ、患者ニーズを把握した上で待ち時間の改善を行う。

② 手術室の効率的な運用により手術の待機日数短縮に努める。

・手術枠の見直しや入れ替え時間の短縮等により、手術件数の増加を図り、待機日数の短縮に努める。

③ 検査機器の稼働率の向上により検査待ちの改善を図る。

(2) 患者・来院者のアメニティの向上

① 患者・来院者により快適な環境を提供するため、計画的に病室、待合室、トイレ及び浴室などの施設の改修・補修を実施する。

(3) 医療情報ライブラリー(患者図書室)の設置

医療情報ライブラリーの充実を図る。

(4) 患者の利便性向上

① 受診者の利便性向上のため、前年度一部導入したクレジットカード適用範囲を拡充する。

(5) ボランティアとの協働によるサービス向上

地域におけるボランティア活動と連携協力し、患者・サービス向上のため、ボランティアの受け入れを進める。

(6) 職員の接遇向上

患者に選ばれる病院、患者が満足する病院であり続けるため、全職員が参加する接遇研修等により、病院全体の接遇マナー向上に努める。

3 市の医療施策推進における役割の発揮

(1) 市の保健行政との連携

市民の健康増進を図るため、予防医学推進の観点から市の機関と連携・協力して、人間ドック、特定健診、がん検診等を実施する。また健診センターを活用し各種健康診断事業の拡大強化を図るとともに、特定保健指導の実施に向けて準備を進める。

(2) 災害時における医療協力

災害時には、災害の医療拠点として、患者を受け入れるとともに、必要に応じ医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施する。

また、市が実施する防災訓練に積極的に参加し、災害時に迅速に対応できる体制を整える。

・DMA T講習会を受講して災害派遣チームを編成し、大規模災害への協力体制を整備する。

(3) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え対策委員会を中心に、発生時には県、市、医師会等と協力し適切な対応を行う。

(4) 市民への保健医療情報の提供・発信

医療に関する専門分野の知識を生かした市民対象の公開講座の開催や講師の派遣依頼に積極的に対応するとともに、ホームページ等を活用した医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発に取り組む。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 法人としての運営管理体制の確立

市立病院の運営が的確に行えるよう、理事会及び事務局などの体制を整備するとともに、効率的・効果的な運営管理体制を構築する。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて実施計画を作成し、毎月の収支報告を踏まえた経営分析等を行い、機動的な運営を行う。

(1) 経営、医療、医療支援が適切に連携し機能するよう必要に応じて組織体制を見直す。

(2) 経営管理機能強化のため、診療科別損益計算を実施し経営方針の参考に資する。

(3) 組織目標達成のため、部門別の実施計画を策定する。

### 2 効率的・効果的な業務運営

#### (1) 業務執行体制の見直し

医療需要の変化に迅速に対応し、医師等の配置を弾力的に行うことや、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を図ることにより、効果的な医療を提供する。

①医事課の入院算定事務を強化し、施設基準、各種加算、指導料等の取得を徹底する。

②診療情報管理室を強化しがん登録、病歴管理を徹底しがん統計、診療統計を充実させる。

③ベッドコントロール室を活用し、入退院の調整や効率的な病床運営を目指す。

④入院準備センターを活用し、入院前の検査、持参薬管理等を円滑に行っていく。

(2) 職員の職務能力の向上

① 医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、先進医療機関への研修派遣や院内外の講師を招聘した職員研修を実施する他、資格取得も含めた教育研修システムを整備する。

ア 全体研修から部門別、職種別、階層別までを網羅した年度毎の研修計画を策定する。

イ 指導医、後期研修医、看護師、コメディカルの先進医療機関への長期派遣研修を実施する。

(3) 新人事制度

職員の業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、努力が報われる公正で客観的な新人事制度を本格実施する。

① 医師以外の職員について

ア 人事評価の精度向上と定着を図る。

② 医師について

ア 人事評価制度導入に向けて検討を行う

(4) 予算執行の弾力化等

中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努める。また、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図る。

(5) 収入の確保と費用の節減

① 収入確保

ア 増収対策

7対1入院基本料の施設基準を維持し、DPC分析により適正、効率的な運用を行い、収益を確保するとともに、適正な病床稼働率を維持し、高度医療機器の稼働率の向上を図る。

イ 診療報酬改訂に伴い新設された施設基準、各種加算、指導料等の取得を徹底する。

ウ 新規に設置されたDPCの機能評価係数の内容を検討し係数を高めるための対策を行う。

平成23年度目標

病床稼働率	入院診療単価	外来診療単価
91.6 %	50,365 円	12,579 円

収入確保

保険診療委員会及びDPC委員会等を活用して、診療報酬の請求漏れや減点を防止し、また未収金の未然防止対策と早期回収に努める。

② 費用節減

ア 後発医薬品の採用促進により費用節減に努める。

イ 薬品費、診療材料費の購入単価の低減、適正な在庫管理により費用節減に努める。

第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの運営費負担金の確保を図り、起債を安定的に活用し、市の病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。

1 予算(平成23年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	11,553
医業収益	11,079
運営費負担金収益	402
補助金等収益	72
営業外収益	75
運営費負担金	12
営業外雑収益	63
臨時利益	0
資本収入	573
運営費負担金収益	373
長期借入金	200
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	12,201
支出	
営業費用	10,914
医業費用	10,601
給与費	6,710
材料費	2,141
経費	1,681
研究研修費	69
一般管理費	313
営業外費用	23
臨時損失	10
資本支出	919
建設改良費	211
償還金	708
その他の支出	300
計	12,166

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 給与費のベースアップ率を0%として試算している。

[人件費の見積もり]

平成23年度は 6,951百万円を支出する。

なお、該当金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

## 2 収支計画 (平成23年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	11,888
営業収益	11,816
医業収益	11,064
運営費負担金収益	402
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返工事負担金等戻入	0
補助金等収益	72
資産見返物品受贈額戻入	278
営業外収益	72
運営費負担金収益	12
営業外雑収益	60
臨時利益	0
支出の部	11,774
営業費用	11,741
医業費用	11,430
給与費	6,785
材料費	2,123
経費	1,798
減価償却費	653
研究研修費	66
一般管理費	316
営業外費用	23
臨時損失	10
純利益	114
目的積立金取崩額	0
総利益	114

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

## 3 資金計画 (平成23年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	14,638
業務活動による収入	11,628
診療業務による収入	11,079
運営費負担金による収入	414
補助金等収入	72
その他の業務活動による	63



収入	
投資活動による収入	373
運営費負担金による収入	373
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	200
長期借入れによる収入	200
その他の財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	2,437
資金支出	14,638
業務活動による支出	10,947
給与費支出	6,951
材料費支出	2,141
その他の業務活動による支出	1,855
投資活動による支出	511
有形固定資産の取得による支出	211
その他の投資活動による支出	300
財務活動による支出	708
長期借入金の返済による支出	95
移行前地方債償還債務の償還による支出	613
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	2,472

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

#### 第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1,000百万円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
  - (1) 運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応
  - (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出資への対応

#### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

#### 第7 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設整備の推進

2 病院建替への備え

- ・病院建替に向けて、先行病院の視察、調査等を進める。

3 次期中期計画の作成

第8 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成20年那覇市規則第4号）第5条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画（平成23年度）

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等整備	総額211百万円	那覇市長期借入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

年度項目	H20	H21	H22	H23	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	711	690	623	614	2,638	869	3,507

(2) 長期借入金

(単位：百万円)

年度項目	H21	H22	H23	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還金	0	44	95	139	1,021	1,160

(3) リース債務

(単位：百万円)

	償還期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費
医療機器等	平成20年度～平成23年度	190	189	379